



島根県犯罪被害者等 見舞金制度のご案内



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

殺人など故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。

対象となる 犯罪被害

日本国内で発生した故意の犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患

※過失犯は除きます。 ※令和4年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。

見舞金の種類・給付額、給付対象者

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、島根県内に住所を有すご遺族又は犯罪被害に遭われた方に次の見舞金を支給します。

●遺族見舞金 [30万円]

<給付対象者>

犯罪行為により亡くなられた方の第1順位のご遺族
(以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族)^{※1}

- 1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人^{※2}を含む。)
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の
⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

※1 第1順位のご遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降のご遺族は申請をすることができません。

※2 婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者を行い、異性間、同性間であることを問わない。

●重傷病見舞金 [10万円]

<給付対象者>

犯罪行為により
重傷病を負った被害者ご本人
(療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの)



●精神療養見舞金 [5万円]

<給付対象者>

犯罪行為により
精神疾患を負った被害者ご本人
(療養期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの)



留意事項

以下に該当する場合は、給付されない場合があります。

- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に婚姻関係(事実上の婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む)又は親族関係(3親等内)がある場合(ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く)
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が暴力団員等である場合
- 見舞金を給付することが社会通念上適切でないと思われる場合 等

給付決定の取り消し・見舞金の返還

- 給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認められたときは、給付決定が取り消されます。
- 給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されていたときは、返還しなければなりません。

申請に必要な書類

※見舞金の種類によって異なります。

- 「島根県犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金) 給付申請書」
- 「島根県犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書」
- 「島根県犯罪被害者等見舞金(重傷病・精神療養見舞金)給付申請書」
- 添付書類(住民票、診断書又は死体検案書等)

島根県
ホームページ
はこちら



※上記申請書及び申請時に必要な添付書類等については、島根県ホームページをご確認ください。

申請期限

対象となる犯罪被害を知った日から2年以内

(ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。)



申請窓口

島根県犯罪被害者等支援総合窓口

TEL **0852-28-7830** (平日 8時30分～17時15分)
※土日祝日・年末年始を除く

島根県環境生活部 環境生活総務課 消費とくらしの安全室

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3

FAX 0852-32-5918 / E-mail shohishitsu@pref.shimane.lg.jp

詳しくは
こちら



犯罪等により被害に遭われた方やそのご家族が直面する困りごとや悩みごとについて、各種相談機関や窓口の紹介等を行う「犯罪被害者等支援総合窓口」を開設しています。
どこに相談してよいかわからない場合や、相談の内容が多岐にわたる場合には、上記にご連絡ください。